

## お知5せ 除籍・改製原戸籍システムが稼働します

市では、住民サービスの向上と戸籍事務の効率化・迅速化を図るため、8月より現在戸籍についてコンピュータによる戸籍事務の運用を行なっています。このたび「除籍・改製原戸籍」におきましても、11月末にコンピュータによる運用を開始する予定です。

※除籍とは？ 死亡や婚姻等により在籍する人がいなくなった戸籍のことをいいます。

※改製原戸籍とは？ 今回のような戸籍のコンピュータ化や法改正により書き換えられた場合の元の戸籍のことをいいます。

- **主な変更点**
  - ▽ **証明書のサイズ** B4サイズからA4サイズに変わります。
  - ▽ **用紙** 白用紙から偽造防止用紙に変わります。
  - ▽ **公印** 朱色から黒色の電子公印に変わります。
- ※詳しくは市民課 戸籍係 ☎43・6819)までお問い合わせください。

## 募集 ガーデニング(冬を彩る植物の寄せ植え)講習会

- **日時** 12月3日(土) 午前10時～正午
- **会場** 市民会館大会議室
- **教材費** 3,000円(講習会当日に納めてください)
- **講師** 田丸和美先生(園芸研究家)
- **持参する物** 手袋・エプロン・移植ごて・作品を入れる箱 など
- **募集人員** 先着80名
- **申込先** 文化とみどり財団 公園事務所 ☎25・8611

## 募集 老健あここう正規職員

- **職種等** 介護員 1名
- **応募資格** 昭和31年4月2日以降に生まれた人で、介護福祉士として指定登録機関に登録されている人
- **採用予定** 12月以降
- **試験日時** 12月3日(土) 午前9時
- **試験会場** 老健あここう会議室
- **試験内容** 面接、教養試験、作文
- **応募方法** ▽指定の履歴書、登録証の写しを老健あここう事務課まで持参または郵送。

## 催し 第36回みんなの生活展

- ▽ **受付期間** 11月10日(木)～30日(水) 土日・祝日を除く。郵送の場合は30日(水)必着 ▽ **受付時間** 午前8時20分～午後5時
- ☎老健あここう 事務課 ☎42・1005
- **催し** テーマ 「地域で広げよう消費者の安全・安心」～家庭から地域へ 社会とつなげよう
- **日時** ▽11月24日(木) 午前10時～午後3時30分 ▽25日(金) 午前10時～午後3時
- **会場** 文化会館展示室
- **内容** ▽パネル展示コーナー (研究発表)「おいしいごはんを食べましょう」「光熱費、損していませんか?」
- ▽消費生活相談コーナー (消費生活センターPR)
- ▽リサイクルコーナー 「資源を楽しく再利用」リサイクル小物作り・環境にやさしいリサイクルせっけん販売 ▽特設コーナー「米消費拡大事業(ごはん料理「ピラフ」) ▽エコ診断コーナー「うちエコ診断で今年の冬も、ライフスタイルに

## 催し 赤穂緞通講演会

- あつた省エネに取り組みましょう」 ▽食事のバランスチェックコーナー(24日・25日の2日間、午前10時～正午、保健センター栄養士による指導が受けられます)
- ▽即売コーナー 新鮮野菜・パンなど ▽修理再生コーナー 靴・傘・刃物とぎ・おもちゃの修理(当日は受付のみ)
  - ☎赤穂市消費者協会(市民対話室内) ☎43・6818
  - **催し** 兵庫県の伝統的工芸品にも指定されている、赤穂独自の絨毯「赤穂緞通」について、市民の皆さんに理解を深めていただくため、講演会を開催します。ぜひご来場ください。
  - **日時** 11月26日(土) 午後1時開演(12時30分開場)
  - **場所** 文化会館小ホール
  - **入場料** 無料
  - **講師** ▽内井乃生氏「日本のインテリアと赤穂緞通」 ▽宮原香苗氏「木綿の緞通 赤穂と鍋島」
  - ☎赤穂緞通を伝承する会 ☎45・0606

【広告】 **住宅用火災警報器**  
6月1日から設置が義務化されました

**悪徳業者による消火器の処分・点検にはご注意ください!!**

不要消火器の処分費 1,000円～

**(株)播州商会**  
赤穂市上飯屋南4-21 ☎42・4032 FAX42・4000

あなたの資産運用のパートナー  
こんにちは  
このまちの証券会社です

金融商品取引業者番号：近畿財務局長(金商)第1号  
加入協会：日本証券業協会

【広告】

あなたのまちの投資窓口 **相生証券** ☎(0791)42-0456  
http://www.aioi-sec.com/ AM9:30～PM5:30

【広告】 **山崎喜代志法律事務所**

●民事全般・交通事故・家事(離婚・男女間トラブル) ●相続(遺言・遺産分割)・不動産(借地借家・境界) ●債務整理(破産・任意整理)・労働問題 ●刑事全般(弁護・告訴・告発)・消費者問題 ●その他・人生相談

法を味方にするために、お手伝いします。

姫路市北条宮の町287-6  
島根ビル5階  
TEL.079-223-1772

土日祝日、早朝及び赤穂市内での相談も可能です。(要予約)  
http://www.yamasaki-lawoffice.jp/